

飯南町から転出される方へ

(裏面もご確認ください)

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地への市区町村役場で転入届をしてください。

(正当な理由なく14日以内に届出をされないと、過料に処せられる場合があります。)

転出をとりやめた時は、速やかに「転出証明書」を持参し、転出取消の手続きをしてください。

【転出・転入届に必要なもの】

- ①転出証明書 ②届出人の印鑑 ③本人確認書類(運転免許証等) ④マイナンバーカード
⑤委任状(代理人が届出する場合)

以下の手続きは、該当する方のみ必要です。

| チェック欄 | 飯南町での手続き | 新住所地での手続き |
|--|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方 | 飯南町での手続きは不要です。 | 引き続き利用される場合は継続利用の手続きをしてください。電子証明書搭載のカードをお持ちの方で、引き続き電子証明を利用される場合は、その手続きも必要です。 |
| <input type="checkbox"/> 印鑑登録 | 転出(予定)日で印鑑登録は喪失します。印鑑登録カードをお返しくください。 | 必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。(登録用の実印を持参ください。) |

お問合せ先：住民課 76-2213

| | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方 | 転出予定日の翌日で資格喪失となります。保険証を返却ください。(転出後は使用されないようにご注意ください。) | 引き続き国保に加入される場合は、転入時に加入手続きをしてください。(非自発的失業による国保税の軽減措置を受けている方は、再度申請が必要です。) |
| <input type="checkbox"/> 国民年金被保険者(1号・任意加入) | 手続きは不要です。 | 手続きは不要です。 |
| <input type="checkbox"/> 年金受給者の方 | 飯南町での手続きは不要です。 | 住所変更の手続きが必要な場合があります。転入時に窓口にお問い合わせください。 |
| <input type="checkbox"/> 児童手当を受けている方 | 消滅の手続きをしてください。 | 新たに申請をしてください。 |

お問合せ先：住民課 76-2213

| | | |
|---|--|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子ども等医療費受給資格証をお持ちの方 | 該当の子どもが転出する場合は、喪失となります。医療費受給資格証をお返しくください。(受給者の方のみ転出の場合は、住所変更届が必要です。) | 新たに申請をしてください(子どもの保険証が必要です)。 |
|---|--|-----------------------------|

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

| | | |
|--|-------------------------|----------------|
| <input type="checkbox"/> 小中学校の児童生徒がいる方 | 転校の手続きが必要です。学校へご相談ください。 | 転校の手続きをしてください。 |
|--|-------------------------|----------------|

お問合せ先：各学校または教育委員会 76-3944

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保育所の子どもがいる方 | 退所手続きが必要です。保育所へご相談ください。 | 窓口でご相談ください。(保護者の課税証明書が必要です。) |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------------------|

お問合せ先：各保育所または住民課 76-2213

| チェック欄 | 飯南町での手続き | 新住所地での手続き |
|-------------------|--|---|
| □後期高齢者医療保険証をお持ちの方 | 県内転出は手続き不要です。 県外転出は、保険証をお返しいただき、「負担区分等証明書」をお渡しします。 | 県外転出は、「負担区分等証明書」を提示の上、加入の手続きをしてください。 |
| □介護保険被保険者証をお持ちの方 | 被保険者証をお返しください。 要介護・要支援認定を受けている方は、「受給資格証明書」をお渡しします。 | 要介護・要支援認定を受けている方の雲南地域外への転出は、「受給資格証明書」を提示の上、加入の手続きをしてください。 |
| □その他保健関係の手続きについて | 母子手帳、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種など、その他保健関連の制度を利用されている方、または利用希望の方が転出される場合は、保健福祉課へご相談ください。 | |

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

| | | |
|------------------|--|----------------------|
| □福祉医療証をお持ちの方 | 証をお返しいただき、喪失の手続きをしてください（医療証が必要です）。 | 新たに申請をしてください。 |
| □身体障がい者手帳をお持ちの方 | 飯南町での手続きは不要です。 | 転入時に住所変更の手続きをしてください。 |
| □その他福祉関係の手続きについて | 児童扶養手当（母子手当・父子手当）、特別児童扶養手当、療育手帳、自立支援制度、特定疾患、精神障がい者など、その他福祉関連の制度を利用されている方、または利用希望の方が転出される場合は、住所変更の手続き等が必要となりますので、福祉事務所へご相談ください。（証書・手帳等が必要な場合があります。） | |

お問合せ先：福祉事務所 72-1773

| | | |
|-------------|---|---|
| □住宅に入居している方 | 住宅を退去される場合は、「退去届」が必要です（退去検査がありますので、事前に建設課までご連絡ください）。 名義人が転出する場合は、「入居名義承継届」が必要です。 | — |
| □水道 | 休止・廃止の場合は、届出が必要です。 | — |
| □下水道 | 下水道の使用人数が変更になる時は、人数変更の手続きが必要です。 名義人が転出する場合は、名義変更の手続きも必要です。（□座振替の手続きが必要な場合があります。） | — |

お問合せ先：建設課 76-3942

| | | |
|----------------|---|---|
| □CATV（インターネット） | 休止・廃止の場合は、届出が必要です。 名義人が転出する場合は、名義変更届も必要です。（□座振替の手続きが必要な場合があります。） | — |
|----------------|---|---|

お問合せ先：飯南放送センター 76-3033

| | | |
|--------|--------------------|---|
| □電気の停止 | 中国電力へご連絡ください。 | — |
| □電話の停止 | NTTへご連絡ください。 | — |
| □ガスの停止 | お使いのガス供給店へご連絡ください。 | — |